

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成28年4月14日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 3階議会委員会室

3. 農業委員 27名中23名出席し、その氏名は次のとおり

1番 國岡道夫	2番 太田修	3番 松本英樹
4番 尾上昭則	5番 小西勝正	6番 高原敏正
7番 大河原誠	8番 大森一廣	9番 片岡一矢
10番 木下泉	11番 宇津木利正	12番 太田一己
13番 川野実重	15番 雪上勲	16番 古澤直通
17番 高原峯夫	19番 藤澤美芳	20番 長船裕一
21番 永守修一	23番 上村善亮	24番 石黒五月
26番 原野健一	27番 石原芳高	

欠席委員

14番 河崎繁
18番 大森茂利
22番 久山英之
25番 大内美智子

4. 議事に参与した者

事務局長 日並 洋一郎
事務局 河原 克仁
事務局 久山 貴史

5. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・利用権移転)

その他

- 事務局 開会を宣言する（午前9時30分）  
定刻になりましたのでただ今から平成28年度瀬戸内市農業委員会、  
第1回の総会を始めさせていただきます。まず、はじめに木下会長  
よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。春を迎えて、農業も活発化する時期となりました。  
皆様大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。  
本日もよろしくお祈いします。4月からは農業委員会法や農地法も  
改正されており、それに基づき総会も進めさせていただきますので、  
ご協力をお願いします。
- 事務局長 ありがとうございます。ただいま出席委員数は定数27名のうち  
23名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条によ  
り、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、14  
番・河崎委員、22番・久山委員、25番・大内委員からは欠席の  
届出が出ていることを申し添えます。以降の議事の進行につきま  
しては木下会長よろしくお祈いします。
- 議長 それでは本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の  
署名委員さんに12番・太田委員さん、13番・川野委員さん、よ  
ろしくお祈い致します。  
それでは、早速議題の方に入らせて頂きます。最初に、報告事項、  
農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させて  
頂きます。  
1頁目の農地転用許可に係る専決処分についてです。平成27年度  
瀬戸内市農業委員会第12回総会で農地転用許可相当と議決されま  
した■■■■外3件について、岡山県農業会議に諮問いたしました  
ところ、平成28年3月30日付けで許可が適当であるとの意見答  
申がありましたので、農業委員会会長専決規程第2条第1号の規定  
により、許可の決定及び指令書の交付を専決処分致しましたので、  
ご報告したものでございます。  
以上で事務局より報告事項の説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何  
かご意見、ご質問がございましたらお祈いいたします。  
（意見なし）
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、以  
上報告承認とさせていただきます。  
それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、  
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。それでは1番案件です。

#### 【1番案件】

譲受人「牛窓町鹿忍■■■番地 ■■ ■歳 ■■ ■■ ■歳 ■■ ■■」。譲渡人「愛知県豊田市大林町■■ ■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「牛窓町鹿忍■■■」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は3,683㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は15,651㎡です。家族数、耕作者数は3名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」さん、「■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが畑として耕作しており、譲受人の「■■■」さん、「■■■」さんは譲受後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【2番案件】

譲受人「牛窓町牛窓■■ ■■ ■歳 ■■」。譲渡人「岡山市東区政津■■ ■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「牛窓町長浜■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,825㎡。譲受人の農地までの距離は3,000m。耕作面積は20,620㎡。家族数は4名、耕作者数は2名。譲受人の取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相

手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■■  
となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」は、経営農地を全て適切に  
耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事す  
る家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利  
用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありま  
せん。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数につ  
いて、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地  
区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であ  
り、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが畑と  
して耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に畑として  
耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の  
効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。  
なお、事務局と担当委員の■■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺  
の農地の利用状況等を確認済です。

### 【3番案件】

譲受人「邑久町本庄■■■ ■■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「岡山市中区  
赤田■■■ ■■■ ■歳 ■■■」。農地の所在地「邑久町尻海■■■」。  
登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は546㎡。譲受人の農地まで  
の距離は800m。耕作面積は24,145㎡。家族数は3名、耕作者数は  
2名。借人の取得理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の  
要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっ  
ております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」は、経営農地を全て適切に  
耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事す  
る家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利  
用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありま  
せん。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲渡人は農作業を行なう必要がある日数につ  
いて、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲渡人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■」さんが畑として耕作しており、譲受人の「■■」さんは譲受後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず1番案件の担当委員さん■■番・■■委員さんをお願いします。

3番委員 1番案件ですが、現在も譲受人の■■さんと譲渡人の■■はご兄弟です。現在も耕作は■■さんがされていまして、譲渡人の■■さんが愛知県のお住まいでこちらに帰ってくる予定もないということで今回移転するこのなっています。特に問題ないと思いますのでよろしく御審議願います。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして2番案件の担当委員さん■■番・■■委員さんよろしくをお願いします。

5番委員 ■■番・■■です。譲受人の■■さんはこれまでも■■さんの畑を耕作しており、■■さんが長浜で耕作する予定がないことから譲渡の申し出をしたところ、双方合意を得たので移転するものであります。双方合意の上、売買契約が成立していることから、特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして3番案件の担当委員さん■■番・■■委員さんよろしくをお願いします。

13番委員 ■■です。先月も同様の贈与があったもので、今回は相手は異なりますが、同様の案件となります。今後はぶどうをつくる予定をしており、別に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは担当委員さんのご意見終わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、1番から3番まで許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。  
続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請についてですが、委員が関係者となっている案件がありますので、1番案件と2番案件を別にします、それでは、まず1番案件について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案の説明の前に昨年度からの変更点について説明いたします。昨年度まで農地法第4条、第5条許可申請については、すべての案件において農業委員会で許可決定後、岡山県農業会議に諮問しておりましたが、4月1日に改正農地法が施行されたことにより、30a以下の農地については岡山県農業会議への諮問を要せず、農業委員会での許可処分が可能となっております。これを受けまして、瀬戸内市農業委員会においても原則、30aを超える農地の転用案件のみ岡山県農業会議へ諮問することとしております。  
それでは議案資料2頁目下段の1番案件について説明させていただきます。農地法第4条許可申請についてです。

【1番案件】

申請人「邑久町山田庄■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町尾張■■」。地目は「田」。面積は1,653㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「駐車場 1,653.00㎡」。農地区分は第3種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、借入資金が■■です。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので、農用地区域外農地です。場所につきましては資料7ページを御覧ください。ゆめタウン邑久店の北隣に位置しております。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件の担当委員さん■番・■■委員さんをお願いします。

■ 番 委 員 ■番・■■です。周囲が駐車場となっており、間に田んぼが残っている状況にあり、福崎さんも駐車場にするということで何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。  
ただ今の第2号議案1番案件の農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。それでは、2番案件の説明の前に利害関係人となる■番・■■委員についてはご退室ください。
- (■番・■■委員 退室)
- 事務局 それでは、続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、2番案件の説明を事務局お願いします。
- 事務局 【2番案件】
- 申請人「邑久町尾張■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町尾張■■」。地目は「田」。面積は22㎡。転用目的は「車庫」。施設の概要は「車庫用地 22.00㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自己資金が■■■です。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので、農用地区域外農地です。場所につきましては資料8ページを御覧ください。瀬戸内市役所から南東へ400mのところのところに位置しております。なお、2番案件につきましては、申請地南側の土地を住宅地に転用することに伴う車庫用地への転用案件となっております。関連する南側の土地の転用については第3号議案の4番案件で説明いたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件の担当委員さん■番・■■委員さんをお願いします。
- 番委員 ■番・■■です。この2番案件については、■■さんの家の前にある土地で車庫用地とすることで特に問題ないです。よろしく申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。ただ今の第2号議案2番案件の農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。それでは、続きまして第3号議案、農地法第5条許可申請についてですが、第3号議案につきましては、最初に委員が利害関係人となっている4番案件のみ事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第3号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。3頁目中段をご覧ください。
- 【4番案件】

4番案件、譲受人「邑久町大窪375番地3 有限会社アジアホーム 代表取締役 河原 則明」。譲渡人「邑久町尾張■■■■」。土地の所在地は「邑久町尾張■■■■」。地目は「田」。面積は1,341㎡。「邑久町尾張■■■■」。地目は「田」。面積は530㎡。転用目的は「建売住宅」。施設の概要は「住居 8棟 1,871.00㎡」。建坪率は「36.0%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、借入資金が■■■■です。隣地の被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料12ページを御覧ください。市役所から南東に400mのところの位置しており、第2号議案の2番案件の南側となっております。

議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思えます。まず1番案件の担当委員さん、■■番・■■委員さん、お願いいたします。

■■番委員 ■■番・■■です。4番案件ですが、長いこと休耕田となっている田で町内役員の同意も受け、排水も公共下水に接続するとのことなので特に問題はございません。よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの第3号議案4番案件につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。  
(意見なし)

議 長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。第3号議案4番案件、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。  
委員が利害関係人となっている案件については以上となりますので、■■委員に入室していただきます。しばらくお待ちください。  
(■■番・■■委員 入室)

議 長 それでは、引き続き、第3号議案の4番案件以外につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。3ページ、4ページをご覧ください。

#### 【1番案件】

1番案件、譲受人「邑久町下山田601番地1 有限会社三蔵農林代表取締役 片岡 信之」。譲渡人「岡山市東区西大寺東■■■■」。土地の所在地は「牛窓町鹿忍■■■■」。地目は「田」。面積は130㎡。転用目的は「資材置場」。施設の概要は「資材置場



130.00 m<sup>2</sup>。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自己資金が■■です。隣地の被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。

#### 【2番案件】

続きまして、2番案件に参ります。借人「邑久町下山田601番地1 有限会社三蔵農林 代表取締役 片岡 信之」。貸人「邑久町福元■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「牛窓町鹿忍■■」。地目は「田」。面積は2,515m<sup>2</sup>。「牛窓町鹿忍■■」。地目は「田」。面積は781m<sup>2</sup>。「牛窓町鹿忍■■」。地目は「田」。面積は1,471m<sup>2</sup>。「牛窓町鹿忍■■」。地目は「田」。面積は677m<sup>2</sup>。「牛窓町鹿忍■■ ■■」。地目は「田」。面積は959m<sup>2</sup>。転用目的は「資材置場」。施設の概要は「施設置場 6,403m<sup>2</sup>」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自己資金■■です。隣地の被害はありません。なお使用貸借権設定するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料9ページ、10ページを御覧ください。1番案件、2番案件ともに同じで三蔵農林の西隣に位置しております。

#### 【3番案件】

3番案件に参ります。譲受人「岡山市中区小橋町2丁目1番19号 ウチヤマホールディングス株式会社 代表取締役 内山 兼三」。譲渡人「牛窓町牛窓■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「牛窓町長浜■■ ■■」。地目は「田」。面積は1,942m<sup>2</sup>。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「駐車場 1,942m<sup>2</sup>」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自己資金■■です。隣地の被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料11ページを御覧ください。長浜の干拓地内、内山工業の西隣に位置しております。

#### 【5番案件】

続いて、5番案件に参ります。譲受人「邑久町山田庄■■ 会社員■■ ■■ ■■」。譲渡人「邑久町福山■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町福山■■ ■■」。地目は「田」。面積は4.32m<sup>2</sup>。「邑久町福山■■ ■■」。地目は「田」。面積は477m<sup>2</sup>。「邑久町福山■■ ■■」。地目は「田」。面積は16m<sup>2</sup>。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「住居 78.56m<sup>2</sup> カーポート 40m<sup>2</sup>」。建坪率は「23.8%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。資金は、自己資金■■、借入資金■■です。隣地の被害はありません。

なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料13ページを御覧ください。福山浄水場の南東に隣接した位置しております。

#### 【6番案件】

続いて、6番案件に参ります。譲受人「邑久町豊原117番地1 株式会社丸通地建 代表取締役 近藤 友一」。譲渡人「山口県下関市一の宮町■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町豊原■■■」。地目は「田」。面積は706㎡。譲渡人「邑久町豊原■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町豊原■■■」。地目は「田」。面積は170㎡。「邑久町豊原■■■」。地目は「田」。面積は90㎡。「邑久町豊原■■■」。地目は「田」。面積は430㎡。「邑久町豊原■■■」。地目は「田」。面積は1493㎡。譲渡人「邑久町豊安■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町豊原■■■」。地目は「畑」。面積は486㎡。「邑久町豊原■■■」。地目は「田」。面積は92㎡。譲渡人「東京都府中市宮町■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町豊原■」。地目は「田」。面積は1,406㎡。転用目的は「建売住宅」。施設の概要は「住居 18棟 3,689.32㎡」。建坪率は「31.20%」、農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑及び米420kgとなっております。資金は、自己資金■■■、借入資金■■■です。隣地の被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料14ページを御覧ください。ハローズ邑久店から南西に200mのところ position しております。

#### 【7番案件】

続いて、7番案件に参ります。譲受人「長船町飯井■■ ■■■」。譲渡人「長船町飯井■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町飯井■■■」。地目は「田」。面積は340㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「駐車場 340㎡」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自己資金■■■です。隣地の被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料15ページを御覧ください。飯井西谷公会堂の北隣に位置しております。

#### 【8番案件】

続いて、8番案件に参ります。譲受人「岡山市東区竹原1543番地1号 株式会社カーワークス 代表取締役 金島 義和」。譲渡人「長船町長船■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町長船■■■」。地目は「田」。面積は1,014㎡。譲渡人「備前市畠田■■ ■■■」

■■■■」。土地の所在地は「長船町長船■■■」。地目は「田」。面積は1,569㎡。譲渡人「岡山市南区福田■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町長船■■■」。地目は「田」。面積は707㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「駐車場 3,197㎡ 事務所 1棟 93㎡」。建坪率は「2.83%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。資金は、借入資金■■■です。隣地の被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■■円となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料16ページを御覧ください。長船町浄化センターから北東300m、主要県道西大寺備前線沿いに位置しております。事務局からは以上です。

議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思えます。まず1番案件の担当委員さん、■■番・■■■委員さん、お願いいたします。

■■番委員 ■■番・■■■です。この1番、2番案件についてですが、三蔵農林はマッシュルームを作る会社でありまして、その際に大量の藁を必要とすることから、今回はこの藁を置く場所を確保するために申請されたものです。特に問題はないと思えますので、よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは続きまして3番案件の担当委員さん、■■番・■■■委員さん、お願いいたします。

■■番委員 ■■番・■■■です。内山工業の入り口が6mくらいしかなくて大型トラックの出入りに苦慮されているようで、譲渡人の■■■さんへ土地の売買の申し出をしたものです。役員等からの同意を得ており、■■■さんとの売買も成立していることから、特に問題ないと思えます。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして5番案件の担当委員さん、■■番・■■■委員さんよろしくお願ひします。

■■番委員 ■■番・■■■です。■■■さんと■■■さんの関係は従兄弟にあたるようで、■■■さんが家を建てるために転用するものです。道路に面しているところで周囲にも影響がなく、特に問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして6番案件ですが、両脇がすでに住宅地になっており、これまでは近所の者が耕作していましたが、耕作しにくい状況にあったようです。今回、住宅地にするということで関係役員等の了承も受けているとの話もあり、特に問題はないと思えます。よろしくお願ひします。

議 長 続きまして7番案件の担当委員さん、■■番・■■■委員さんよろしくお願ひします。

- 番 委 員 ■ 番・■■です。飯井西谷の公会堂に隣接した場所であり、周囲の道路は狭く、車を駐車できない状況にあったことから、今回転用をするものです。地上げをすることになります。排水には問題はないということで、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして8番案件の担当委員さん、■番・■■委員さんよろしくをお願いします。
- 番 委 員 ■ 番・■■です。カーワークスさんが駐車場を作りたいということで■■さんの田は休耕田です。■■さんの田は耕作していました。■■さんの田は長い間放棄地となっていました。周囲への影響等もないことから、特に問題はないと思われまので、よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- 番 委 員 3番案件について、10aあたり■■は正しいのですか。場所を考えると少し高額な気がする。
- 事 務 局 申請記載内容では■■、土地の購入も■■となっており、申請書の内容のとおり記載させていただいております。
- (その他意見なし)
- 議 長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。第3号議案、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。資料5ページ、6ページをご覧ください。
- 【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】**
- 議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきましては、以上、報告承認とさせていただきます。
- それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方をお願いします。

事務局 次回の農業委員会の総会のご案内をさせていただきます。次回は、5月17日火曜日の午9時30分から、瀬戸内市役所2階大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、6月9日木曜日に開催予定です。事務局からは以上です。

議長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成28年度4月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時15分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成28年4月14日

議長

署名委員

署名委員